

○災害時の電力供給設備復旧の協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の電力供給設備復旧の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、大規模地震、台風等の災害（以下「災害」という。）発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持及び安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲と乙とは、相互に、かつ、迅速に災害の情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を、可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙が判断する。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合において、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となったときは、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により、乙が緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許可が必要なときは、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭等の簡易な方法により許可申請を行うことを認める。この場合において、乙は事後、速やかに甲に対して申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、甲は、乙の要請に協力するよう努める。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が終了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間の満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の定めについて疑義が生じた場合は、甲及び乙は、誠意を持って協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
四国電力株式会社宇和島支店
支店長